

【金融庁】

※符号欄は、「国の行政の業務改革に関する取組方針」における各項目への該当を、以下のとおりに示すもの。
 ①…行政のICT化の推進、②…業務の必要性の見直し、③…業務の実施体制の見直し、④…民間能力等の活用

| 府省 | 部局 | 業務改革番号 | 業務改革の取組内容 |
|-----|----------------------------------|--------|---|
| 金融庁 | 監督局総務課・証券課 証券取引等監視委員会事務局証券検査課 | ③ | 市場の混乱時においても金融システム全体の健全性を維持するため、グローバルに活動する金融機関から国内で活動する金融機関、グループ全体を含めた銀行・保険会社から証券会社に対する業態横断的なモニタリングを行う必要がある。これまで大手証券会社等に対する検査・監督は、証券取引等監視委員会による法令等違反行為の有無の検証に係る検査や、監督局証券課による法令に基づく各種届出の審査等日々の監督が中心であり、それぞれ別個に行われていたところ、今般、市場の潜在的リスクが顕在化した場合のグループ全体を含めた自社に与える影響評価の検証、グローバルに活動する金融機関としての経営管理態勢・リスク管理態勢、グループガバナンスの水準等に対するオンサイト・オフサイト一体的なモニタリング体制を構築するため、これらの人員を検査局に集約。これにより、金融機関側の負担軽減、徴求資料・ヒアリング等の重複排除や担当部署間の連絡調整コストの撤廃等の業務効率化を実現。 |
| 金融庁 | 検査局総務課 | ② | 検査の企画と検査通知が分業体制だった点を見直し、27年度において検査局内で「企画審査課」に統一。29年度においては、これまで実施した預金取扱金融機関に対する検査から保険会社等その他の業態に対する検査においても、同課担当者が立入検査に同行し、検査途中でもリアルタイムで実態把握、課題の提示、改善策の検討を可能とすることや審査業務を同時並行的に実施する手法を採用することにより、立入検査終了後の審査業務期間の短縮、速やかな検査結果の通知を実施し、検査期間全体の短縮にも資するものとする。 |
| 金融庁 | 監督局総務課 | ③ | ゆうちょ銀行及びかんぽ生命が新規業務を行う場合には、法令に基づく金融庁長官・総務大臣の認可が必要である。平成27年11月に上記2社が東京証券取引所に上場したことに伴い、今後、当該認可制は届出制に移行する予定であることから、これを機に、これまでの審査手続の見直しを実施。具体的には、事前相談や審査中継続的に行われていたヒアリングを省略、上記2社と民間金融機関との競争関係や経営状況の分析・評価手法の簡素化など、審査手続の見直しを実施することとしており、これらにより合理化を実現。 |
| 金融庁 | 証券取引等監視委員会事務局取引調査課 | ② | 取引調査課では、近年市場のグローバル化に対応した監視力の強化を目的とし、クロスボーダー取引（海外投資家による委託取引）を中心とした国際取引等の不公正取引に係る調査等を重点的に行ってきた。近年、当該調査等に関する調査・分析ノウハウが相当程度蓄積されたことから、海外証券規制当局との情報交換等に関する手続をマニュアル化することにより事務の合理化、効率化を図る。 |